

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の額 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンゴル	モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	モンゴルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むモンゴルの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	800,000千円 -----	H20.1.25 ウランバートルで (同日)	日本側 市橋康吉在モンゴル大使 モンゴル側 サンジヤースレンギーン・オヨーン外務大臣	H20.2.7 85号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。